

改正

令和4年3月30日告示第66号

令和6年3月21日告示第47号

木島平村住まいづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木島平村の自然環境や森林資源を活かし、集落環境や景観などと調和しながら、魅力ある農村らしい景観を形成し、高齢者になっても子どもや孫たちと安心して暮らせる住まいづくりを目指して住宅を新築及び増築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 補助の対象となる住宅の要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在来軸組み工法による木造住宅で、延べ床面積が70㎡以上、工事費用の合計が50万円以上であること。
- (2) 新築工事の場合については、次に掲げるアからエまでの特徴を備えており、別表1に掲げる基準内容の加算点数の合計が、満点の7割以上であること。また、増築工事の場合については、別表1のアからエまでの特徴のうち該当する項目の基準内容中の重点的な取組に配慮するものであること。
 - ア 景観にあった外観の整備
 - イ 安全で安心の住まい
 - ウ 環境に優しい住まい
 - エ 健康に優しい住まい
- (3) 関係法令を遵守した工事（廃棄物の処理等を含む。）であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第5条に規定する認定を受けた者で、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 住宅の新築工事をする者（事業の認定申請をする年度の4月1日において、40歳以下の者又は60歳以下の者で20歳以下の子と同居する者）又は自ら居住する木島平村内（以下「村内」という。）の住宅で、世帯員の増加により住宅の増築工事をする者
- (2) 本人及び同居の家族（同居を予定する者を含む。）が村税等（前住地等における市町村税等を含む。）を滞納していない者
- (3) 木島平村が交付する住宅の増改築にかかる他の補助金を受けていない者
- (4) 補助金の交付は、住宅の新築工事及び増築工事を併せ、当該対象住宅につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 村内に営業所等を有する建設業者又は個人事業者（以下「村内事業者」という。）が施工する場合、工事費用の合計金額の10%以内で、新築工事については100万円、増築工事については75万円を限度とする。ただし、長野県産木材の活用に適合する場合は、工事費用の合計金額の15%以内で、新築工事の場合は150万円、増築工事の場合は100万円を限度とする。
 - (2) 村外事業者（村内事業者以外）が施工する場合、工事費用の合計金額の10%以内で、新築工事については30万円、増築工事については20万円を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付認定の申請日において、交付対象者が属する世帯に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、子1人当たり5万円を加算することとし、加算額は15万円を限度とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第2号ウの基準内容の加算点数の合計が7点以上である場合は10万円を加算する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、新築工事の場合は、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

評価（別表2）の要件を全て満たしている場合は、50万円を加算する。ただし、前項が適用される場合は、加算額を40万円とする。

- 5 補助金に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 補助金は、対象となる工事が完了した後に交付する。
- 7 第2項から第4項の規定は、村外事業者が施工する工事については適用しない。

（事業の認定）

第5条 交付対象者で事業の認定を受けようとする者は、当該住宅の工事に着手する前に、木島平村住まいづくり促進事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。なお、申請する者は住宅の登記名義人と同一とする。

- (1) 収支予算を明らかにする書類
 - (2) 別表1の要件を満たしていることの説明書（様式第2号の1又は様式第2号の2）
 - (3) 工事の実施場所を示す位置図及び現場写真
 - (4) 工事の内容を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図等）
 - (5) 工事の実施に係る契約書又は経費の内訳が確認できる見積書の写し
 - (6) 第4条第4項を適用する場合は、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価書の写し
 - (7) 村外居住者の場合は、居住する市区町村税に未納がないことを証明する納税証明書及び世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
 - (8) その他村長が必要と認める書類
- 2 村長は前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、認定の可否を通知するものとする。

（工事の着手）

第6条 前条の規定により事業認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定を受けた日から、3月以内に工事着手（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいう。）し、着手後7日以内に村長に届出なければならない。

（変更及び中止の承認申請）

第7条 認定者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、木島平村住まいづくり促進事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じないものについては、この限りでない。

- 2 第5条の規定は、前項の承認について準用する。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第8条 認定者は、認定があった事業が完了したときは、事業完了後30日以内若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 契約書の写し（変更があった場合及び申請時に契約書の添付がない場合）
- (3) 工事写真
- (4) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書
- (5) その他、村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書を受領後、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し、不正の行為があったとき。
 (2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第12条 村長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求めるとともに、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を担当職員に指示することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第66号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日告示第47号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

木島平村住まいづくり促進事業の指標 (基準内容の詳細は別に定めた基準による。)

特徴	項目	基準内容
ア. 景観にあった外観の整備	① 配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堆雪スペースの確保 □ 道路面の緑化 (沿道美化) (村条例: 柳久保、池ノ平、馬曲地区 / 建坪率20%) (村条例: 壁面線の後退 / 10m、5m)
	② 規模	□ 周辺環境に圧迫感、威圧感を与えない
	③ 屋根	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雪の処理を考慮した勾配屋根 (切妻、大屋根、片流れ; 雪割棟) ■ 屋根の色: 周辺集落景観を配慮 (遠景の重要性) △ 屋根材は積雪寒冷地である事を考慮
	④ 外壁	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺集落景観を考慮 (白・土蔵色等 / 柱は黒又は茶褐色等) □ 雪の浸透を防ぐ工夫 (鉄板サイディング; 色彩は集落環境と調和)
	⑤ 階数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観上高社山など周囲の山並みを超えない範囲 △ 高床の場合には集落環境との調和を図る
	⑥ 緑化	△ 在来種による敷地内の緑化を図る
イ. 安全安心の住まい	① 構造	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要構造部は木造 □ 伝統工法等地域にあった構造 □ 耐震・免震など震災につよい住まい
	② 積雪対策	■ 積雪を考慮した住まい (雪割棟、隣等間隔などを考慮)
	③ バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> □ 高齢者の暮らしを考慮 (転倒防止等の対策) □ (冬場の) 玄関回り等の安全性の確保
	④ 設計施工等	■ 地元の建築業者との連携
ウ. 環境に優しい住まい	① 自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> △ 廊下や下屋の活用 (軒先の長さ) △ 蓄熱効果 (土壁等の活用) ■ 断熱化効果 (複層ガラス又は二重サッシ及び断熱材) △ LEDの導入
	② エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソーラーパネル等の導入 △ 薪ストーブ等の導入
エ. 健康に優しい	① 地場の	■ 長野県産木材の活用 (全木材使用量の50%以上) *注1

住まい	自然素材の活用	<input type="checkbox"/> 天然資材の活用
	② シックハウス対策	<input type="checkbox"/> 化学物質を使わない

※1 基準内容欄の「■」は重点的な取組、「□」及び「△」は望ましい取組を表す。

※2 ※1の取組は、■＝6点、□＝3点、△＝1点として計算し、100点満点とする。

※3 第2条第1項第2号の要件を満たすためには、新築工事は100点満点中70点以上、増築工事は長野県産木材の活用を原則として、ア～エの特徴のうち該当する項目の基準内容中の重点的な取組に配慮することが必要

*注1：木材使用量の計算方法は、1㎡あたり0.1m³使用されている場合に50%とみなす。

別表2（第4条関係）

項目	基準内容
外皮平均熱貫流率（W/㎡・K）	0.6以下
省エネルギー基準	再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
再生可能エネルギー設備	導入
再生可能エネルギー等を加えた省エネルギー基準	再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

木島平村住まいづくり促進事業認定申請書

年 月 日

木島平村長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

木島平村住まいづくり促進事業について、補助金の交付認定確認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の概要

2 事業の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

3 交付申請額 金 円

4 施工業者

業者名
代表者
連絡先

5 添付書類

- (1) 収支予算を明らかにする書類
- (2) 補助対象となる要件を満たしていることの説明書（様式第2号の1又は第2号の2）
- (3) 工事の実施場所を示す位置図及び現況写真
- (4) 工事の内容を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図等）
- (5) 工事の実施に係る契約書又は経費の内訳が確認できる見積書の写し
- (6) 申請者が村外居住者の場合は、居住する市区町村税に未納がないことを証明する納税証明書及び世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
- (7) その他村長が必要と認めた書類

(裏)

承 諾 書

年 月 日

木島平村長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名

私は、木島平村住まいづくり促進事業補助金の交付認定を受けるにあたって、下記の事項を承諾いたします。

記

- 1 私と私の世帯構成員について、村税等の滞納はありません。よって、村が私の世帯構成員の村税等の納付状況を調査することに承諾いたします。
- 2 私と私の世帯構成員について、住民登録状況について調査することに承諾いたします。
- 3 村が上記以外の、当該補助金の交付を受けるにあたって必要な事項・内容について調査することを承諾いたします。

様式第2号の1（第5条関係）

木島平村住まいづくり促進事業の要件を満たしていることの説明書（新築工事用）

記入者 住所
 (施工業者) 氏名
 連絡先

記入日 年 月 日

特徴	項目	説明（具体的な取り組み）	点数
ア.景観にあった外観の整備	① 配置		
	② 規模		
	③ 屋根		
	④ 外壁		
	⑤ 階数		
	⑥ 緑化		
イ.安全安心の住まい	① 構造		
	② 積雪対策		
	③ バリアフリー		
	④ 設計施工等		
ウ.環境に優しい住まい	① 自然との共生		
	② エネルギー		
エ.健康に優しい住まい	① 地場の自然素材の活用		
	② シックハウス対策		
合 計 点 数			/100点

- 注1 別表1を参考に、記載された取組みを基準として記入する。
 注2 別表1の点数は、■=6点、□=3点、△=1点として計算し、100点満点とする。
 注3 第2条第2項の要件を満たす点数は、100点満点中、70点以上とする。
 注4 申請書の添付書類と整合性がとれるよう留意する。

木島平村 記載欄	判定

様式第2号の2（第5条関係）

木島平村住まいづくり促進事業の要件を満たしていることの説明書（増改築工事用）

記入者 住所
 (施工業者) 氏名
 連絡先

記入日 年 月 日

【増改築工事の概要】

特徴	項目	該当	説明（具体的な取り組み）
ア. 景観にあった外観の整備	① 配置		
	② 規模		
	③ 屋根		
	④ 外壁		
	⑤ 階数		
	⑥ 緑化		
イ. 安全安心の住まい	① 構造		
	② 積雪対策		
	③ バリアフリー		
	④ 設計施工等		
ウ. 環境に優しい住まい	① 自然との共生		
	② エネルギー		
エ. 健康に優しい住まい	① 地場の自然素材の活用		■長野県産木材の活用（全木材使用量の50%以上）
	② シックハウス対策		

注1 別表1を参考に、記載された取組みを基準として記入する。

注2 該当欄に該当する項目に「○」印をし、説明を加える。

注3 増改築工事は、別表1のエの①の基準内容中の長野県産木材の活用を原則とする。

注4 申請書の添付書類と整合性がとれるよう留意する。

木島平村 記載欄	判定

様式第3号（第7条関係）

木島平村住まいづくり促進事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

木島平村長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け 第 号で認定があった木島平村住まいづくり
促進事業を下記のとおり変更（中止）したいので承認してください。

記

1 事業変更（中止）の理由

2 事業変更（中止）の内容

木島平村住まいづくり促進事業補助金交付申請書兼完了実績報告書

木島平村長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

木島平村住まいづくり促進事業補助金に交付要綱第8条の規定により、交付決定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定番号
- 2 事業着手年月日 年 月 日
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 総事業費 金 円
- 5 補助金額 金 円
- 6 添付書類
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 契約書の写し（変更があった場合及び申請時に契約書の添付がない場合）
 - (3) 工事写真
 - (4) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書
 - (5) その他村長が必要と認める書類

木島平村住まいづくり促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

（申請者住所・氏名）

年 月 日付けで提出のあった交付申請書兼完了実績報告書について、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定（確定）したので通知します。

記

1 補助金決定（確定）額 円

年 月 日

木島平村長

木島平村住まいづくり促進事業補助金交付請求書

木島平村長 様

請求者 住 所
氏 名 印
連絡先

年 月 日付け木島平村 第 号で確定された木島平村住まいづくり促進事業が完了したので、補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 円

2 請求金額 円

3 口座振込先

金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号
	本 店 支 所	普通 当座	

注1) 請求者ご本人の口座情報をご記入ください。

注2) 店舗名、預金種別については、当該事項に○をしてください。